

第二十六回 参議院内閣委員会會議録第三十六号

昭和三十三年五月十七日(金曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

本日委員木村篤太郎君、大谷實雄君、森田豊壽君及び泉山三六君辞任につき、その補欠として平島敏夫君、佐野廣君、堀本宜實君及び植竹春彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 亀田 得治君
理事 上原 正吉君
大谷藤之助君
秋山 長造君
竹下 豊次君

委員

植竹 春彦君
佐野 廣君
迫水 久常君
平島 敏夫君
堀本 宜實君
前田佳都男君
松岡 平市君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
永岡 光治君
八木 幸吉君

国務大臣

労働大臣 松浦周太郎君
国務大臣 田中伊三次君

政府委員

人事院事務総 瀧本 忠男君
局長 忠男君

人事院事務総 慶徳 庄意君
局長 尾崎 朝夷君
内閣総理大臣官 房公務員制度調 査室参事官 小林興三次君
自治庁財政部長 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 岸本 晋君
大蔵省主計 局給与課長 杉田正三郎君
常任委員 会専門員 田中 彰君
文部大臣官房 人事参事官 安嶋 彌君
文部省初等中等 教育局財務課長 彌君

説明員

文部大臣官房 人事参事官 田中 彰君
文部省初等中等 教育局財務課長 安嶋 彌君

○一般職の職員に付した案件
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に付した法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀田得治君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の変更について報告いたします。本日付をもって木村篤太郎君、大谷實雄君及び森田豊壽君が辞任され、その補欠として平島敏夫君、佐野廣君及び堀本宜實君がそれぞれ選任されました。以上報告いたします。

○委員長(亀田得治君) 一般職の職員に付した法律の一部を改正する

法律案、特別職の職員に付した法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題に供します。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○永岡光治君 人事院の方にお尋ねするわけですが、この前から当委員会におきまして、この七月に勧告ないしは報告の義務を負わされておると言っておるが、そのときには、私たちが勧告は出るものと期待をいたしておりましたが、当委員会の質問に對しては人事院の答弁は、目下資料検討中であるということでありまして、その後の経過はどうなっておりますか、今日の時点におきまして、どういふ見通しに立たれておるか、その辺の事情を承わりたいと思ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院が毎年給与の報告を、必要がありまゝ場合には勧告をいたすわけでございまして、その基礎資料は、人事院が行います民間職種別給与調査、これは先般から申し上げておりますように、調査を続行しておつたのであります。大体昨日くらいのところまで全体の現地調査を終えまして、調査表の大部分はすでに本院へ送られつつあります。従いまして、それを至急に集計をいたしまして、そうしてわれわれの判断を加えて参りたいと思つておるのであります。が、その集計全部を終りますのは、やはり六月の中旬ないし下旬になるであらう、このように考えております。

その他の補助資料も種々集めまして検討をいたしておりますが、現在はいろいろと資料を分析し、検討いたすという段階で、まだ結論らしいものもあつておるわけですが、われわれはこの仕事を目下懸命にやつておる次第であります。

○永岡光治君 人事院から勧告されまして、その勧告に基いて今日給与法が当参議院におきましても審議をされておるわけですが、この内容は、いかに人事院からも言明され、しかもこの立案に當りました政府当局の方からも言明をいたしておられますように、どこまでもこれは給与改訂、ベース改訂でない、体系をただ変更いたしたに過ぎない、こういう答弁であります。これは特に研究職、その他の体系を論議する際に當りまして、たとへば同じ大学を卒業しましても、医療職、あるいは教育職に比べまして、非常に不均衡があるじゃないか、なぜこの際は正しなにかという、こういう質問をいたした際に、人事院当局から言明があつたわけですが、それは、今回は給与改訂、ベース改訂を行なつたのではないのだ。従来のありのまま、ただ分けたのだ。その不均衡はそのまま残されておる。従いまして、この点については、将来この均衡のとれるように十分検討いたすという答弁であつたわけですが、そういう答弁を見ましても、あるいはまた、衆議院の修正段階におきまして、初任給の、新制中学卒業生及び高校卒業生につきまして

は若干改訂があつたわけでありまして、他は改訂がないままに参議院に送られておるわけでありまして、従いまして、それはどこまでも給与改訂でない、ベース改訂でない。ただ号俸を一号俸今度の改訂によりまして、上位に切りかえられる。その意味においては若干の改善があつた。これは率直に申し上げまして認められるわけでありするが、どこまでも他の民間の給与に比へますならば、相当の開きがあると思ひます。特にこの改訂を要望いたしておられます公務員全体の気持も、二十九年一月以来ベース改訂は行われていない。しかもその後におきましては民間におきましても給与の改訂はほとんど行われておる、その際、ひとり公務員のみが改訂を行われぬということは非常に不満であるという声は、強く人事院当局にも響いておると思ひます。

そういう状態にもかかわらず、ベース改訂も行わずに、單なる職階制の実施ということでの立案がなされておる。その間に、御承知の通りすでに四月一日からは、三公社五現業に對するところの千二百円のベースアップが行われております。基準内賃金が千二百円、こういうことで行われておるのでありますから、その開きはますます大きくなつておると認めなければならぬと思ひます。それと、もとよりその間におけるこの昇給

等の問題での給与改訂が、あるいは一つの若干の部分の考慮には値するかも知れませんが、大きな意味におおしめませんけれども、大きな意味に於ける給与の開きというものは、こまかく資料を検討しなければ、断定的に何千何百円開きがあるということは申し

いただきたいと思うのであります。
○政府委員（瀧本忠男君） ただいまお話をいたしました点等につきましては、人事院といたしましては十分検討いたしまして、善処いたしたいと考えております。

ます。その切りかえ日における昇給期間の短縮が可能なものにつきましては、五項及び六項におきまして可能になつておりまして、その切りかえ日を短縮することは、三カ月一応短縮することになつておりますので、それにな

ましても短縮できないという場合がござい
ますので、切りかえ日後において、次の昇給
において短縮するといふ趣旨でございます。

○秋山長造君　そういたしますと、どうも
私も私をこのところ、がよくのみめ

場合と七項の場合とは、非常に違うの
でいわれています。

○秋山長造君 給与局長にお尋ねしま
すが、八項の場合というのは、次官で
すか。

○政府委員（瀧本忠男君） 八項の場合

○承岡光治君　それからこの給与法が成立をいたしますれば、いずれ当委員会において御発言がありましたように、格づけ、あるいは級別定数の配算、こういう問題については、それぞれ

よつてもう昇給期間が満了しまして一
号昇給するということになるような職
員につきまして、さらにその次の昇給
時期において短縮することができると
いう趣旨でございます。

ないのですが、八項に「旧俸給月額が五万七百元をこえる職員のもの」と、こういう規定がありますね。七項の方は、俸給額でなしに、昇給期間ということの問題にしておる規定なんです。

は、ただいま尾崎参事官から説明がございまして、現在でありますれば、十四級六号以上、十四級のワケ外であります。これは局長級であります。それから次官も含まれないことです。

れの省と連絡もあろうかと思うのであります。当委員会において問題になりました点は十分慎重に御考慮いただきまして、不合理、不均衡のないように、是正をいただくように、特にお願

付則八項の方は、切りかえ日その日及びその日以降におきまして、両方とも短縮できるという趣旨でございます。付則七項の方は、特別にその日につき全員三カ月短縮しまして、それに

ね。それから八項の方は、昇給期間でなしに、今度は月額というところから割り出した規定になっておる。そういうしますと、八項に書いてある「俸給月額が五万七千円をこえる職員」で

ございませんけれども、次官のところは昇給が含まれてございません。これは指定官職でありまして、次官は幾らというふうにきめてあるわけでございませう。従いまして五万七百万以上という

いをしておきたいと思うのであります。その辺のお考えも承わつておきたいと思ひます。

○政府委員（堀本忠男君） 当委員会ではいろいろ御審議になりました経緯等

よってすぐに昇給してしまおうという人
につきましては、さらに昇給期間の短
縮ができないものをございますので、
あとで短縮するということを七項にお
いてうたったものをございます。

あつて、しかも七項に該当するような昇給期間というものを、すでにこえておる場合もあり得るわけですね。

○政府委員(尾崎朝夷君) 八項の方の五万七百万と申しますのは、現在の十

のは、十四級のワク外並びに十五級も含んでおる。このような状態であります。

○永岡光治君 文部省に質問する前に、これは政府が切りかえすること

は、十分尊重いたしましたして、善処いたします。

○秋山長造君 この法案の二十三ペー
ジをちよつと……。付則の七項です
な。あの付則の七項のところ、そこの

○秋山長造君 實際にそういう場合は
たくさんあるのですか。
○政府委員(尾崎朝夷君) 普通にはほ
とんどないのでございますが、昇給期
間の現在十二ヵ月になっておる方、つ

四級の頭打ち、最高号俸をこえる場合でございまして、まあそれと、現在の十五級ということに該当がなるわけでございますが、現在の十五級は、昇給期間が定められておらないのでござい

になるわけですが、尾崎さんの方にお尋ねするわけですが、今具体的資料が、ちょっと探しているんですが見当りませんが、こういう事例があるわけですが、この切りかえに当りまして、規

四行目ですが「その者の切替日後における最初の昇給」というのがありますね。その「切替日後」ということと、それから付則八項の「切替日以降における最初の昇給」という言葉があります。

まり大体十四級以上だと思えますが、そういう職員につきましては、すでにそういう職員は現在も昇給期間一年でございまして、今度も一年という場合が相当あるわけでございますが、その一

ます。従いまして、号俸は、人事院がやはり序列というものを考えまして指定するということになっておるのでございます。今回は、それが昇給期間といたうものが、切りかえに当りまして、

定の三カ月を差し引き、さらに経過年数を見て切りかえた後における昇給をあんばいしていくわけでありますが、ところで、ちょっとこれは行政職(一)になりますかね、行政職(一)で例をとりま

すね、これはどう違うのですか。このところちよつとよくわからないのですが、説明していただきたい。

○政府委員（尾崎朝夷君） 付則七項の「切替日後」と申しますのは「切替日

年になった場合に、現在ですでに九カ月昇給期間を持っているという職員が、一斉三カ月短縮によりまして昇給経過期間が一年になったというふうになりますと、それでもう一号昇給する

定められてある号俵に切りかえられる
ということになりますので、切りかえ
日における昇給及び切りかえ日後にお
ける昇給につきまして、人事院が、そ
の従前の序列を考えまして昇給期間等

すと、二万一千四百円、二万二千六百円、二万三千八百円というところの例ですが、大がいのところは三、六、九、三、六、九というふうになっておるわけですが、この二万二千六百円から二

以降」と違ひまして、切りかえ日その日における昇給期間の短縮というの
は、ここでは含んでいないのでござい

わけでございます。そういう職員につきまして、さらに短縮できるといふ場合におきましては、短縮しようと思ひ

を定める。従前の経過昇給期間等をま
あ一応考えて定めるといふことになろ
うかと考えます。従いまして、八項の

万三千八百円のところは、期間の方で六と九となつておりますね、そのため
に切りかえられました際に、現在は、

たとえこれは一例ではありますが、一万一千四百円といたしまして、一萬一千四百円と、二萬二千六百円の間にそれから二萬二千六百円と二萬三千八百円ということになりますね、その間は九カ月の現在昇給の開きがあるわけでありまして、二萬一千四百円と二萬三千八百円との間には、大体一年半という期間が開かれておるわけですね。現在はそれだけ開きがある。ところが切りかえられました後に、三カ月切りかえた後に経過期間等を見て、そうして昇給をさせますね。させた後にみんな一年で上るわけです。そのために現在よりは、今例を申し上げました一年半の開きがあるにかかわらず、その後には一年の開きで大体同じ金額の開きが出てくるという矛盾が出てくる。私は、あなたは御承知だろうと思います、そういう点の調整というものは、特に考える必要はないか。もしこのままいったならば、やはりそれだけ開きがあつて、上の人が伸びていくのは正しいと思いますが、それがたまたま切りかえられて、一年半の開きがあるのが一年縮まって、上の方が均衡上からいへば損する。逆にいへば下の方は得したということになるかもしれないが、そういう例があると思います。そういうことを何か一つは正する方法を考えておるか。私は当然考えられるべきである。それは、たとえばもうちょっと上の号俸に切りかえられないかということなんです。そういう矛盾があるとするれば……。そういう不合理は正されるかどうかわかりませんが、事実そういう事例があるわけでありまして、そういう点について、政府はどういう善処をしようと考えておるのか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 切りかえ表作成におきましては、現行の通し号俸と申しますか、これに比べまして、今回の各俸給表ごとの通し号俸は、現在の大体昇給カーブというものを踏襲いたしまして、その昇給期間の標準を一年とするということで作っておるのでございますが、従いまして、現在俸給額から新俸給額へ乗り移る場合に、切り上げ額がどうしても出て参ります。で、その場合に、切り上げ額の大きい人と、そうでない人とがございますので、その關係を次期昇給と申しますか、昇給の調節によりまして、あるいは切りかえ時期の調節によりましてこれを均衡をとるといふふうにしたのでございます。で、現在の昇給カーブは、普通に上つて参りますと、一万五千六百円ぐらいのところで九カ月に、六カ月のところが九カ月に變りますが、その場合に一年間の昇給金額にいたしますと、それ以前におきましては千円でございます。九カ月になりますと急に一年間といたしまして九百三十三円で悪くなるのでございます。これを新しい俸給表におきましては上の方に昇給昇格していくのに急に悪くなるというのは若干問題がございますので、それをなだらかに、やはり上の方にいけばだんだん昇給額が大きくなるというふうに作成しておるのでございます。従いまして一万五千六百円のところからちよつと高いところにおきましては、三、六、九、三、六、九というところは若干乱れておるのでございますが、できるだけ現在の職員の給与の序列というものを維持するということになしたしまして、三、六、九、三、六、九の關係を作ったのでございます。ど

うしても技術的に均衡がむずかしいという場合も、できるだけ調整をとつたわけでございます。その均衡の制度といたしましては、昇給期間の三カ月をやはり限度として調整をするということにならざるを得なかつたのでございまして、従いまして若干のところにございまして、現在の昇給の序列がくつくつという場合が、技術的にやむを得ない場合として出て参つたという次第でございます。しかしながら、技術的にはできる限りの均衡をとつたということでございます。

○永岡光治君 均衡をとつた気持はわかるのでありますが、事実上現れる結果が、私が指摘しているようなやはり結果が出てくるわけですから、これは一つ今回改正が困難であるとするならば、運用において考慮をするなり、あるいは次の時期においてこれを一つ解決をするように、特にお願いをいたしておきたいと思ふのであります。

それから文部省の田中参事官にお尋ねいたしますが、実は、あなたも御承知でありますし、よくけれども、国立大学の職員というものは、非常に職種が広いように承わつております。何でも二百種類ばかり、細部に分ければ、ある所でございます。従いまして、この給与の適用も十四表でございますが、そのうち十までは大体分れて適用されるような複雑な職種をお持ちになつてゐるようでございます。ですから、これをそりうい格づけなりあるいは定数を改革されるということに当ります際には、これは人事院の方でも十分検討はされると思いますが、あるいはまた文部省等でもその点を御検討されると思いますが、直接の大学当局に御相談

もいただいて、誤まりのない格づけなり級別定数の配算を行なつてもらいたい、こういふように思ふのであります。が、こまかく内容を分けなければたゞさんございますけれども、この際、これは省略いたしますが、そういう自主的に、できるだけ国立大学の主張を尊重されるような方法をとつていただきたいと思ふのであります。が、そういう御考慮をいただけるかどうか、当然であるうと思ひますが、お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○説明員(田中彰君) 国立大学の事務系職員の種類が非常に数が多いということは御指摘の通りでございます。私たちの見るところ、ほとんど全部の俸給表が、税務と公安を除きましては、その他の俸給表がほとんど関係してゐるのぢやなからうかと思つております。従ひまして、これから事務系職員等の等級、俸給表並びに等級への格づけにつきましては、ただいま御要望もございましたが、十分職務の実態を調査をいたしまして、また、大学側の希望もよく聴取いたしまして、実態に合った適正な格づけを行いたいと思つております。

○委員長(亀田得治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君) 速記をつけろ。

○永岡光治君 そこで、これは相当大学当局の意向も反映していただかう御答弁であります。が、ぜひ一つしてもらいたいと思ひますが、念のため特にこの点は要望しておきたいことがあるわけでありまして、御承知の通り最近、たとえば行政職の(二)を適用され

るところの技能勤務職、これにつきましても、最近は科学の進歩等によりまして、相当高度の技術を要する職場がたくさんあるわけであります。がしかし、それはたまたま行政職の俸給表(三)だというのが、不当に格づけされたりするくらいがなきにしもあらず、これは今日までの実情を伺っておりますと、そういう傾向が強いようであります。ですから、その点については特段の一つ御考慮をいただきたい。特に職員側の方からの強い要望があつて、大学当局なりあるいは文部省当局にもそれぞれ陳情にも参つたかと思うのでありますが、なかなかその担当者の方では頑強であつて、言うことを聞いてくれぬという傾向もあるやに承つておりますが、どうか一つそういうことのないように、虚心たんかひに聞いていただいて、その特殊性を十分に生かされるように、御配慮をいただきたいと思つております。その点、一つぜひお願いしておきますが、なおもう一度この点についてのあなたのお答えを伺いたいと思つております。

○説明員(田中彰君) 御指摘の点は重々ごもつともございまして、われわれといたしましては虚心たんかひに関係者の希望なり、意見なりを聞きまして、また関係方面、ことに人事院等にも十分実情を把握してもらつて、これが適正な給与の支給が行われますよう、最善の努力をいたしたいと考えております。

○永岡光治君 そこで、これは人事院にも関係があることでありますが、国立大学の職員の地位あるいは待遇というものは、伝統的に非常に悪いように承つておるわけですが、本官

定数の割当の状況を見ましても、本官定数の全職員の数に対する割合でございませぬ、それを見ますと、全官庁の平均は六五%、大蔵省、防衛庁は九五%、文部省が八〇%ある、こういう状況であるにもかかわらず、国立大学ではわずかに一八%という非常に低い状況になっております。こういう点も級別定数の配算等につきましては、特段の御配慮をいただかないと、格づけ等におきましても、問題が起るわけでありませぬ、この辺も特に念のためには私に要望がたがたお尋ねするわけでありませぬ、人事院におきましてもその辺のところを十分御勘案をいたしたいと思つております。それが第一点であります。

あと、実は法律の改正を必要としたところがたくさんあるのであります、まあこの段階で困難な状況になっておりますので、この際は次期の機会に譲るといたしますけれども、先ほど給与局長さんの方にも要望申し上げたのであります、同様な趣旨が、とりわけこの国立大学の職員の中にたくさんあるようでありますので、その格づけなり定数の配算、不均衡職種がたたくさんありますから、その間の不均衡の是正については特段の配慮を願えるように特にお願いを申し上げておきたいと思つております、その辺を一つお考えをあわせて御答弁をいただきたいと思つております。まず、田中さんの方から……

○説明員(田中彰君) ただいま国立大学におけるいわゆる本官定数という点について数字をあげての御指摘がございしましたが、確かにこの御指摘の通り、いわゆる本官者の数は国立大学において低く思つております。従いまして、この問題につきましても、これは適正化をはかつて参りたいと思つて、現在検討中の問題でございます。

○政府委員(慶徳庄憲君) 先ほどお話をいたしました本官と雇用人の問題であります、御承知の通り新しい国家公務員法がございましてからは、かつての官吏と雇用人というものの差別というものは撤廃をするというのが建前でございます、現在恩給制度についてのみ旧態依然たるものがありますけれども、それ以外の問題につきましては、一切官吏、雇用人の差別はなくなつております。従いまして、給与法の適用及び運用におきましても、官吏なるがゆえに、あるいは雇用人なるがゆえにというふうな差別は、建前上もなつておりませぬ、また、私どもの運営の実態においても差別待遇をいたしておられないわけでありませぬ。ただ、官吏制度が残つておりますものは、先ほど申し上げた恩給制度との関係によりまして、昔の文官任用令が、単に従前の例によるという形において、まあ残つておるのでございませぬ。従いまして、人事院としましては、ひとり給与のみならず一般の人事行政全般につきましても、官吏、雇用人については差別をするという考え方は全然とつていない、むしろ解消をする、公平な待遇をするという前提に立つておるというお答えを、まず申し上げたいと思つております。

態に即したように運営いたすことは当然であります、人事院といたしましては、学校事務職員のみならず、全三十六万の公務員につきましても、御指摘と同様に、できる限り実態に即したように、運営の完全を期して参りたい、かように考えておる次第であります。

○永岡光治君 今の大体その給与問題については、あまり本官とあるいはその他区別をつけていないと、こういうことであります、それは新しい俸給表ができて——従来もそういうことになつておつたのでありませぬ、が、やはり問題は、退職後における生活の保障の面では恩給なり年金なり問題が大きな影響を及ぼす問題であります、これはやはり人事院といたしましては、是正されるべきがしるべきである、こういうことで特に強い要望をいたしておきませぬ、文部当局なりあるいは人事院当局から、私の要望に対して善処のお約束をいただいたわけでありませぬ、往々にしてそれは口先だけで済む傾向も、これまた過去の経験からいたしますと、なかなか良いと、こういうお話を聞くのでありますので、私は、まあこの国会が終りました、いすれはこれからそれぞれ配算なり格づけが行われますので、これらの要望や付帯決議というものが生かされておるかどうかについて、また実情をお尋ねをいたしまして、もしそれが是正されていなければ、さらに是正方を求めたいと思つて、その点も一つ、ここには強い監視——という言葉は適当でないといひましたが、関心を持つて

おるといふことを申し添えまして、私は一応この教職員問題についての質問を終らせていただきたいと思います。

○伊藤道雄君 文部省へお伺いします、現在小中学校の教員の構成を見ますと、今まで短大卒が割合に多かったわけですね、ところが二十八学年制改革以後は、次第に短大卒が相当ふえておる。そうしてこの傾向は今後ますます強くなつてくると思つて、短大が減つて新大がふえる。で、従来の実情から言いますと、教育職俸給表の第三表の二等級ですね、すなわち教諭の標準学歴が短大になつておつたというところも、従来の実情から言へば考えられませぬけれども、今後は短大が相当占めておられますし、その傾向はまあ相当顕著になつてきておる、こういう現状から、今後早急にこの標準学歴は現在短大のものを新大にいたすことが非常に至当であらうと、こういうふうにご考へるのです。これに關する文部省としてのお考えを伺いたいと思つております。

○説明員(安嶋彌君) 御指摘の通り、最近小中学校の教員の新規採用者のうち、四年制課程を卒業した者の数は漸次ふえておられます。御指摘の通り二十八年におきましてはその割合が三九%でございまして、二十九年におきましては四六%、三十年におきましては四九%といふことになつておる。これは四九%といふことになつておる。ことしの——ことしと申しま

す、三十一年度末の卒業生、三十二年度の新規採用者の実態につきましても、まだ詳細な数字を把握いたしておりませぬが、大体半分ぐらいが四年制課程の卒業生ではないかと思つて、それからまあ教員養成大学全体の扱いをいたしまして、二年課程を漸次

四年課程に切りかえるような方向に進んでおる現状であります。そういう状況でございますが、近い将来小中学校の新規採用者の全部が四年制課程の卒業生によつて占められるといふことは、予想されないわけではございませぬ、当分まあそういうような状況が続くのではないか、で、こういう状況を前提といたしまして、おきましては、二等級の処遇を短大卒といふことにおきまになることは適当なことではないかと考へておられます。今後の問題といたしまして、御指摘のような事態になれば、当然それはその際に考え直すといふことになるかと考へておられます。

○伊藤道雄君 この教育職俸給表を見ますと、特にその第一表ですが、大学の助教授は三等級でその最高が四万九千六百円になつておるわけですね。これを行政職第一表の課長の面の最高と比べますと、課長の面が五万一千円になつておるわけですね。この傾向は、課長が大学の助教授よりも最高俸給において多くなつておるわけですね。ところが現行では逆であつたわけですね。大学の助教授の方が上であつて、課長の方が下であつた。ところがこの新改正法によつて、皆さん方課長の方が上になつて助教授が下になり、それが逆になつておるわけですね。これは非常に不合理だと思つて、これは何か根拠があつて、こういうふうな事態になつたかどうかといふことをお聞きしたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在行政職俸給表の三等級に格づけられますところの本省課長級につきましては十二級職員と十三級職員とがほぼ半々くらいで格づけされることになるものと考へ

ておりすが、そのように、大休とも
にまあ十二級及び十三級の普通のもの
として、行政職俸給表の三等級が一般
とされておるということになっておる
のでございす。これに對しまして、

大学の助教授につきましては、現在の
資格基準表によりまして順次下から昇
給昇格して参りまして、やはり十三級
になっていくというふうに考えており
まして、やはりそれを踏襲して俸給表
を作成しておるのでございす。従い
まして、両者の最高号俸は大体現行の
両者の関係が踏襲いたしまして、ほぼ
同じということと立案したものでござ
いまして、若干の違いが出てゐるの
は、両者の通し号俸の作成上の技術的
な違いで、考え方としては、両者
は同じということで作成したものでご
ざいす。

○伊藤道雄君 技術上の違いとおつ
しやいすけれども、現行法は確かに
大学の助教授が課長の最高号俸の上だ、
それはお認めになると思ふ。それが逆
の実情にあるということは不合理だと
言つておる。そこで、それも今ここで
ということではありませんが、この問
題についても十分関心を持って將來検
討していただいて、各教育職俸給表の
付、(四)等ともこの最高号俸を引き
上げることに十分考慮していただきた
い、そういうことをお願いしたいわけ
なんです。この点について、どうい
うふうにお考えになりますか。

○政府委員(尾崎朝興君) 大学の俸給
表の各等級の最高号俸につきまして
は、先ほど申し述べましたように、現
在の昇給のカーブと申しますか、これ
を踏襲して作成したものでございす
が、その実態等を今後とも調査をいた
しまして、よく人事院とも連絡をいた
しまして、検討、調査するといふふう
にいたしたいと思ひます。

○伊藤道雄君 なお引続いて教育関係
のお尋ねをしたいと思います。時局がな
いようですから、防衛庁関係が少しお
尋ねしたいと思ひます。

最初に、この防衛庁関係の表を見ま
すと、複雑な操作をしながら日額制を
とつておる。これは何か根拠があるか
と思ひます。その日額制をとつておる
その根拠をまずもつてお伺いしたい。

○政府委員(加藤陽三君) お答えを申
し上げます。日額制の問題は、昭和二
十五年の警察予備隊の発足当時から採
用いたしておるわけでございす。が、
実は御承知のとく、いまだに毎年自
衛隊におきましては相当部隊の新設等
がございまして、新設等に基きまして
異動ということが、やむを得ざる結果
といたしまして相当あるものでござい
ます。私もといたしましては、給与等
の事務は極力簡素化いたしまして、会
計手続上の誤りをなくしたいという
ことからいたしまして、現在まで日額
制のあと払いという方法をとつて参つ
た次第でございす。

○伊藤道雄君 同じくこの表によつて
見ますと、省のポストの最高号俸が八
万七千六百円であつて、さらに長期間
経過した場合に総理府令でこれをこ
える日額を定めることができる、そう
いふふうにあるわけですが、この期
間、内容、そういうような点について
お伺いしたいのです。

○政府委員(加藤陽三君) 陸海空将の
甲の俸給表は、今までの俸給表の十五
級の俸給表に合せておるわけござい
ます。ただいままでのところ一応五号

級までのところをきめられております
けれども、これは一般職の方の、行政
職の一等級の格づけをよく見ました上
でワク外昇給のことについては考へて
みたいと思つておるのであります。た
だいまのところにおいては官職を指定
して俸給を支給しております。

○伊藤道雄君 同じく、省のポストの
者には改正案の第十一條の三による特
別調整額というものがございすが、
これはどういふふうになりますか。特
別調整額というものをのけるのかどう
かという事です。

○政府委員(加藤陽三君) この規定
は、一般職の方の特別調整額と同じよ
うな考へ方をいたしておりました。つ
まり陸上幕僚長、海上幕僚長等の者に
つきまして、中央官庁におきましてそ
れに相当する者が受けておりましたこ
ろの特別調整額と均衡をとつた額を指
定して支給してゐるのでございす。

○伊藤道雄君 自衛官の日常生活から
見て、食費とか居住費、こういうもの
はどの程度に見積つておるわけです
か。

○政府委員(加藤陽三君) これは幹部
自衛官と曹以下の自衛官と違ふのであ
りまして、幹部自衛官は管内居住を原
則といたしておりませんので、食費、
光熱費等については特別の控除をい
たしておりません。曹及び一般隊員
につきましては管内居住を建前といた
しておりますので、一般職の該當する
俸給額を基本といたしまして、必要な
食費及び光熱費の控除をいたしてお
るのでございす。その控除額は食費
におきまして千八百八十八円、光熱費
におきまして三百七十五円でございま
す。

○伊藤道雄君 恩給関係に關連して恩
給体系を見ますと、旧軍隊の体系と同
じような体系をとつておるわけです
ね。この点を具体的に伺ひたいので
す。

○政府委員(加藤陽三君) 今の自衛官
の恩給についての考へ方といたしまし
ては、幹部自衛官につきましては一般
職員と同等でございます。曹等につ
きましては、これも一般職員ではござ
いすが、そのうちの警察職員と同じ
ような扱いをいたしておるのでござ
いす。

○伊藤道雄君 勤務地手当とかある
はまた超勤手当それから外手当とい
うようなものがつくようですが、こ
ういうことについて承わりたいと思
ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 超過勤務手
当につきましては、自衛隊法におき
まして、自衛官は常時勤務体制にある
超過勤務というふうな概念はとつてお
らないのでございす。そこで超過勤
務手当に相当するものとしたしまし
て、本俸の計算におきまして、基準俸
給額と勤務地手当の合計額に二三・
八%を乗じたものを超過勤務手当相当
額として本俸計算の中に入れてやつて
おります。勤務地手当につきまして
は、これは各階級ごとの勤務地により
ます実績を出しまして、その実績を各
階級ごとに本俸の計算の中に入れて日
額を計算しておることに相なつ
ております。

○伊藤道雄君 冒頭お伺ひした日額に
關連を持つてくるわけですが、この營
外手当も日割りの三十倍になつてお
るわけでございますか。

○政府委員(加藤陽三君) 自衛官の俸
給は一般職の方の基準俸給を基準にと
りまして計算をいたしますが、それ
を三十分の一にして日額を出してお
ります。

○伊藤道雄君 それで大体月曜から土
曜までが訓練日であつて、日曜は休務
日になつておりますね、これは原則と
してそうであつて、例外もときにはあ
るわけですが、その日曜に、
結局日額であつても三十日分の給与と
いうことになるわけですね。この点に
ついて……

○政府委員(加藤陽三君) 先ほど御説
明いたしました通り、一応常時勤務体
制ということで、超過勤務という概念
はとつておらないのでございすけれ
ども、平素は日課時間というものをき
めまして、朝八時から夜の五時までの
間を日課時間というふうなきめて訓練
等をやつておるわけでございます。日
曜、祭日等は、一般職の場合と同じよ
うに、有給の休暇というふうな概念を
とりまして、扱いにおきましては、実
質的に一般職の職員と変らないよう
にいたしております。

○伊藤道雄君 それと、先ほどお伺
ひした自衛官の恩給の算定の基礎で
すか。これもやはり日額が基礎になる
のですか。これも日額を月額に算定し
て、それが基礎になるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 法律をもち
まして、日額は三十倍いたしましたも
のを恩給の基礎にいたしております。
○秋山長造君 私ちよつとさつき
の質疑応答を伺つていながら、ダブる
けれども、日額になつた理由と
いうのは、種々人の出入りが頻繁だか
ら、少しでも換約するためと、こ
ういふお話なんですけれども、しかし、多

少の程度の差はありますけれども、一般公務員も自衛官も、そうこれは全然俸給の建前まで変えてしまふほどの必要があるかどうかという事は、私は疑問だと思ふですね。最初の、充足当時のいろいろいきさつはあるにしても、その点と、それから日額にしながら、やっぱり実際は月額と同じような計算で払つていられるわけですね。まあ恩給の基準にしても、やっぱり月額と同じように三十日を、それから平常の俸給にしても、やっぱりおそろく月額で払つておられるのだからと思ひます、実際はそれは一体日曜休日なんかといふものもおそろく入れて払つていられるのだからと思ひますが、そこらの点、もう少し御説明願ひたい。

○政府委員(加藤陽三君) これは、やはり主たる理由は給与の事務分量をなるべく減らしたいというところにあるのでございまして、現在の給与の支払方法は、前の月の十六日から翌月の十五日までの分の支給期間に支払うべきものを、その次の二十一日にあつて払いをしておるといふことにしております。それで、その俸給支給期間の途中におきまして転勤等をいたしました場合は、支払いの場所が違つたわけでございます。その場合の支払いが誤まりがないといふところに一つの利点があるわけでございます。今回の給与法の改正につきましても、部内におきましてもいろいろ議論をいたしましたのでございしますが、実務を担当しておる者の側の意見といたしましては、この際やはりいましばらくの間は日額支給制を續けてもらひたい、これを月額に改めると、給与事務が相当ふえてくる、

事務上の誤まりなきを期するために、現在の制度を踏襲してもらひたいという希望が非常に強かつたのでございまして、われわれといたしましては、現在の段階におきましては、日額制でやらしていただきます、こう考えております。

○秋山長造君 そいつたしますと、やはり日額にしている理由というものは、俸給支払いの事務上の便宜のためといふことだけですね。ほかにはこれといった理由はないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 主として事務的な給与支払い事務を簡便化したいといふところに原因があるのでございします。

○秋山長造君 先ほど伊藤委員へお答えになつた最初の御答弁では、そういうことよりも、やはり少しでも人件費を節約するといふことをおもな理由としておつしやつておつたように承わつたのですが、具体的にどういふことと、たとえば自衛官になつて十日勤めでも、月給ならば、やはりその月の月給をもらふといふよりなことになるが、日当ならば、自衛官になつて十日しか勤めなければ、その月は十日分で済むから、だからあとの二十日分といふものは浮いてくる、それだけやはり人件費が節約になる、そういう意味の節約といふ意味でおつしやつたように私承わつたのですけれども、そうじゃないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私の申し上げた意味は、人件費の節約と言つたかどうかはつきり覚えておりませんが、給与支払い事務の方の人手を少くしたといふ趣旨のことを強調して申し上げたつもりでございします。

○秋山長造君 そいつたしますと、別に防衛庁の場合の給与というものは、日当といふのは別に平日だから金を払うとか、休みだから払わないというよりなことじゃないのですか。実際はもう月給と同じ建前でやつておられるわけなんですね。普通の日当ならば、これはもう週日働いた人には払うけれども、日曜、祭日は日当は払わないといふことになつておる、そうじゃないわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) その扱ひの実際は、一般職の職員と同じようにやつておるのであります、われわれの考え方といたしましては、月給といふより日額でその月の俸給を表示した制度をとつておるといふふうに考えております。

○秋山長造君 その点を多少勘違いしていたかも知れませんが、たとえば一般職の公務員でも、非常勤職員なんかは全部日額で払つておられるんですね。あの日額とこの防衛庁の日額とは、若干建前も性質も違ふんですね。人事院にちょっとお伺ひしたい。

○政府委員(慶徳庄憲君) 一般職の方につきましましては、御承知のように俸給月額ですべて定められております、定められておりますけれども、新たに採用しましたときとか、あるいはまた退職をいたしましたときとか、それぞれ法律の条文がございまして日割り計算で支給する建前をとつております。すなわち新規採用のときには、その日から日割り計算でその月分は支給する。それから退職の場合においては、退職の日までの分を日割り計算でその月分支給するといふ建前をとつております。従つて、新規採用及び退職というより

な場合においては、日割り計算になりますけれども、それ以外の場合においては全部月額で計算をするといふ建前をとつております。

それから非常勤の方のお話でございますが、これは現在の制度からいいますと、各官庁にまかしてありますので、大体私の方でも実態はわかつておりますけれども、大体やはり、日額であります。おそろくその実際のやり方は、加藤人事局長から御答弁があらうと思います。防衛庁のやり方と大体似たりよつたりのやり方をやつておるようになり承知をいたしております。

○秋山長造君 だけれども非常勤職員は日曜や祭日は金が出ないでしよう、どうですか。

○政府委員(慶徳庄憲君) どうも率直に言ひますと、この非常勤職員と一口に言ひますと、御承知の通りいろいろに種類があるのです。私が先ほど申し上げましたのがやつと不十分であつたのでありますけれども、つまり日々雇入れ、毎日雇入れられるという形態の雇用関係を結んでおるものにつきましては、これは日曜のようなきましましては、これは当然給与は出ないといふときには当然給与は出ないといふところは二カ月更新といふようなものも実はあるわけでございます。そういうようなものは月給制にしましては、どちらかと言へば月給制に類似した運用をいたしておる。その種類によつておのずから違ふのであります、大まかに申しますと、今申し上げたような状態になつております。

○秋山長造君 二カ月更新の非常勤職員は、月給制に類似したやり方をやつておるといふても、それは月を三十日として計算するのでなしに、やはり二十八日として計算をして、月額といふものを出すのじゃないのですか。三十日で計算しているのですか。

○政府委員(慶徳庄憲君) 先ほど申し上げましたように、実は非常勤の分につきましては、各省に共通する原則と申しますか、原則といふものをきめてないのであります。現在の給与法からいいますと、つまり一般非常勤職員との均衡を考慮して、各省の長がこれを定めるといふふうになつておりますために、若干省庁によつて区々になつておる点があるかと存じます。

従ひまして、私が先ほど申し上げましたのは、代表的なものを例示的に申し上げたのであります、たとえば日割り計算の場合においても三十日でやつておるところが大半のやうに伺つておりますけれども、あるいは例外として日曜を除いたものでやつておるものがあるかも知れないのであります、その辺のところまで私どもやつと資料を持つてきておりませんが、一応代表的のものでお答え申し上げます。

○秋山長造君 そすると、一月を三十日計算にするか、二十八日計算にするかといふ点についての基準といふやうなものは全然なしに、各官庁が、まあ手取り早く言へば、手持ちの金の余裕があるところは三十日計算で払う、それから余裕のないところは休みはのけて週日だけの計算で払う、こういうことをやつておるわけですか。

○政府委員(慶徳庄憲君) 先ほど申し上げましたように、非常勤職員につきましては、まだ統一されたものがございせんので、その辺の運用の実態が私

どうの方でまだつまびらかにしていない点がございす。それで、私は率直に申し上げますという、非常勤職員

の扱いにつきましては、御承知のようにいろいろ対組合関係におきましても

相当問題が起つて参つております。それで、人事院としましては、最近非常

勤職員の実態調査を相当の期間かけてやりましたのです。最近大体その集計

がまとまりつつあるのではありませんが、でき得べくんばその実態調査に基づきま

して、各省庁に共通する何らかの措置をとりまして、全体の公平を期して参

りたい、恣意的運用を排除して参りたいという方策を立てたいと思

まして、検討中でございますが、現在は、率直に言ひまして相当ばらばらの

運用になつておる次第でございます。

○秋山長造君 このワクに入る職員といふものはずいぶん多いと思ふ。三、四十万ぐらゐるわけでしょう。

○政府委員(慶徳庄憲君) 非常勤職員は総体でたしか六十七万ぐらゐるよ

うな数字になつておつたと思ひます。ところがその内容を分析してみれば必要

があるのではありません、ほんとに、つまり給与によつて御飯を食つてお

るという人は、たしかそのうち二、三万ぐらゐるであつたかと思ひま

す。あとはたとえば農業調査員であるとか、あるいは作物統計なんかを委嘱

しておる、月五円ぐらゐの手当を出しておるといふような種類の非常勤もご

ざいまして、むしろこれら農業関係の方が非常に多いのであります。従

まして、六十何万と一口に言ひますと、大へんのものであります。実

際、たしか三万ぐらゐるであつたかと思ひます。

憶いたしております。こういうような状態でありま

す。○秋山長造君 重ねて伺ひますが、今、次長のおっしゃるようなことで、

まだはっきりした一つの基準というものができていないという状態だ

という事は、私も初めて承知したのですが、これはやはり今の常勤の非常

勤職員、現在では常勤職員、この常勤職員の定員内に繰り入れるというやうな

問題がいつも繰り返して議論されておるのですが、こういうやうな公務員制

度の問題とも関連して、やはり俸給月額を計算する場合、三十日計算にする

のか、それとも日曜、祭日を除いた計算にするかというやうな問題が、やは

り出てくると思ふ。われわれの立場からいへば、あるいは当事者からいへば、

やはり三十日できちんとして月給制度と同じやうな計算の仕方に統一してや

つてもいいというところだと思ふ。そのうち人事院はそういう点につ

いて調査をなされておられるくらいです。今まで勧告等に取り上げられ

ておらないと思ひますが、今後、こういう問題を次の人事院勧告あたりにや

はり一つ取り上げて、解決をつけていけるというおつもりでよろうか。

それからも一つは、先ほど来お尋ねしておりました自衛官の俸給の建

前、この自衛官の俸給の建前というものは、人事院なんかの立場からどのよ

うにお考えになるでしょうか、やはり一般の公務員の俸給制度とできるだけ

形をそろえていった方がいいのではな

いから、私、しろうと考へておるのですが、思ふのですが、あなた方専門

の立場でどういうふうにごらんになってお

○政府委員(慶徳庄憲君) まず前段の問題であります。御承知のように非

常勤と一口に言ひましても、いろいろ問題があつたのであります。現在給

与法においては常勤職員として扱つておりますのは、定員法によつて定めら

れておりますところの定員と、それから一般にいわれておりますところの常勤

労働者、この二口を給与法というところの常勤職員として月給制によつてこ

れを支給するやり方とつてお

す。あとで申し上げましたところの常勤労働者といふものは定員法のワクの中

に入つていないわけでありま

す。これは従来から定員法のワクの中に入れては

ないというやうな問題もあつた点であります。同時にまた、非常勤の中

にも実質的な常勤職員というやうなものがあるという関係から、従来問題が

あつたのであります。大体において一年間継続して実質的に使用する予定の

ものといふやうなものは、先ほど申し上げた常勤労働者といふグループに入

れるというやうな考え方から、たしか昨年……、ちよつと今計数的なこと

で打ち合せておつたので失礼しました。が、常勤労働者は現在約五万人ほどお

ります。そのうち逐次これは増加して参つたのであります。特に一昨年は

約二万以上の大量の方をこの非常勤の中の実質的な常勤労働者の中から、先

ほど申し上げた月給制の常勤労働者の方に切りかえたというやうな措置をいた

したわけでありま

す。まあしかしそれにしてしまつても、まだ若干問題が残つて

おります。そこでまあこの問題につきましては、行政組織法によるところの

定員法との関係が出て参りますが、人事院の所管としてのみでは取り上げに

くい点がございすので、行政管理庁方面とも連絡をとりながら、何らかの

措置、方法をとりたいというやうなことで、事務的に連絡をとりつつ検討を

続けております。

それから第二の、防衛庁の方に対するいろいろ御意見というやうなお話で

ございしましたが、先ほどから加藤局長のお話を伺ひますという、日給制と

いうものをとつておりましたも実質的には月給制と同じやうな運営をしてお

る、しかも将来にわたつてまで必ずしもこれを維持するといふやうな考

えでもないやうでありまして、やはり職員保護の見地からいいますならば、常

勤者である以上は月給制であることが、やはり制度としては望ましいでは

ないかというふうに思ひますが、どうも伺ひますと、実体的にはやはり月給制

と同じやうに運営しておるようございすので、まあこの辺のことを申し上げてお

きま

○秋山長造君 加藤さんにちよつとお尋ねしますが、昔の軍隊時代の俸給は

どうだったのですか。やはり今の自衛官のやうな制度だったのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 従前の制度によりましては月給制でございま

す。兵隊は日給制だといふやうに覚えてお

○秋山長造君 そうすると、なんです

ね、昔の戦前の軍隊の人の動きの頻度と、今の自衛官の動きの頻度を比べ

ると、今のものの方がひんぱんに動いてゐるから日給制がいいと、こ

ういふまあ結論になるかと思ふのですけれども、実際は昔も今もどうせこの狭い

内のことですから、あまり大した変りはないのじゃないかという気もする

のですが、やはりそれと異動がひんぱんなのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 昔も相当異動があつたと思ひますけれども、自衛

隊を現在私ども見てお

きまして、相当異動がございす。昔と比べるとどう

かという事は、なかなか資料がござ

いませんで申し上げにくいのでござ

います、私どもの方は陸上自衛隊だけで申ししても、俸給の支払い機関が百以上あるのであります。今まで二十五年来日額表示でやつておりましたので、係の者がそれになれておりましたので、今この際これを変えようとする、相当事務的な負担の増加になりはしないかというところが一番大きな理由でございます。将来といえども一般隊員につきましては、私は日額制でもいいんじゃないかと思ひますが、漸次自衛隊が落ちつきますれば、幹部につきましては月額制の方に持つていきたい、こういうふうに考へております。

○八木幸吉君 今の日額制の問題ですが、私どもは一つも意味がないと思ひます。計算が日額の方が便利だといふお話ですが、逆に三十で割るとすれば、計算の方はかえつて月額の方が楽じゃないかと思ひ、私は民間の会社をやった経験からいへば、今事務局長もちょっとお触れになりましたけれども、陸将やなんか二千何百円とる人が、月給でないといふのはいかにもおかしいことなんで、要するに今までやつておることを固執しておるといふだけの話で、理屈は一つもない、こう私は思ひますが、何か日額でなければならぬことはあるんでしうか。

○政府委員(加藤陽三君) ただいま仰せになりますごとく、われわれ部内におきましては非常に地位の高い者に日額表示をするのはおかしいじゃないかといふふうな意見もあるでございます。ただ、それほど手数が簡略にならないじゃないかといふような仰せでございすけれども、その点は、たと

えは一般の官庁におきましますと、その月の後半期に、十六日以降におきましてその月分の俸給を払うわけでございます。それを途中で二十日過ぎに転勤いたしますと、前に支払った所に返しまして、新しい所でもらわなければならぬといふことになるのであります。日額で表示されておりましたとて、十六日までおりましたら、前の支払い機関の方で支払いまして、新しい所へ行きまして一月の後半期分、これは新しい支払い機関でもらえるということ、こまかいことでございすけれども、事務の分量としましては相当簡略になっておるといふように見ております。

○八木幸吉君 それは十七日に転勤すれば今の議論はいいけれども、十八日に転勤すれば一日はつけ加えるといふのだらうが、それなら三十で割れば同じことである。月給を渡す日のあくる日に転勤させれば同じじゃないですか。

○政府委員(加藤陽三君) そういう御意見もあると思ひます。ただ、転勤につきましては、やはりいろいろな事情がございまして、必ずしも俸給の支給期間に合せるというわけに参らない事情があるのでございす。漸次そういう点も考慮いたしまして、人事異動については考へていきたいと思いますけれども、現在のところはそういう事情があることを御了承いただきたいと思ひます。それから三十で割ればいいじゃないかといふ仰せでございまして、まことにその通りでございす、その点はやはり日額で表示してありますと間違ひないのであります、現在

自衛隊の事務能力等を勘案いたしますれば、まあ今のところは間違ひないところでやらせるといふことで、御了承願ひたいと思ひます。

○八木幸吉君 それは三十で割るのに間違ひよりな会計官では、私は資格がないと思ひますが……それと、月額と日額とで諸手当なんか違ふことございすか。

○政府委員(加藤陽三君) 実質的には違ふところはございせん。

○秋山長造君 それは、今こでちよつと笑ひ話が出てゐるのですけれども、結局大した意味はないので、これはアメリカがやつてゐるので、それに右へならえをしてやつておられるということなんでですか。

○政府委員(加藤陽三君) アメリカ軍はやはり将校は月給制のようでございます。これは前々から申します通り、昭和二十五年からやりまして、この事務になつてゐる、この際これを改めまして、事務を若干でも負担をふやしたくないといふところにおもなるねらいがあるのでございす。

○八木幸吉君 少くとも、この、何と言ひますか、今で言へば陸尉といひますか、将校以上は月給にされたらどうですか、今すぐでございせんか。

○政府委員(加藤陽三君) これは今度の給与法の改正の際も、部内でだいたい議論したのでございすけれども、やはり実務の担当者の意見を尊重いたしまして、この際は日額表示でいきなり、こゝろに防衛庁としては結論を出したわけではございす。

○八木幸吉君 もうこれくらいでやめなすけれども、大体整理をやつてゐる人なんといふのは、なかなか一つもの

を要することをがんにやかましく言うのは、民間でも官庁でも同じだらうと思ひますが、そこは局長がやれと一命令されれば、おのずからやれることで、きよりの質疑応答は、私は前々から――実は伊丹の飛行場に行つたとき、あそこ一番大將が日給だと聞いてから、私は非常に驚いておるのですけれども、何か特別の理由があるかと思つておりましたら、きよりの質疑から、どうも特別の理由はない、ただ至急にお改めになることをお願いいたしまして、私はこの点の質疑は終ります。

○永岡光治君 関連して。ただいま聞きましたも、前の入からあるいは質問があつたかと思ひますが、大體公務員の場合は、月給を日割計算するときは二十五で割つてゐるわけですね。そして日額といふものを計算いたしておりますが、そうすると防衛庁の自衛隊員の日給といふのは、その日額に三十日をかけてやるのか、いわゆる三十一日あるときは三十一日、二十八日あるときは二十八日と、そういう計算をしてやられるのか、どちらをおとりにやつておるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) その月の、勤務日数の実数に応じて給与を支給しております。三十一日の場合もあり、二十八日の場合もあるということでございます。

○永岡光治君 そうすると、日曜日、土曜日をやはり勤務したもので、こゝろに計算してゐるわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) その通りでございす。

○永岡光治君 これは人事院の方に

尋ねたいんですが、これはどうなんですか、日額を出すときには二十五分の一を出してゐるわけですが、日割計算はたしかそのはずであります。ところで普通の場合、官庁の場合どうなつておりますか、やはり日曜でもたとえれば臨時者等の場合、これはやはり勤めなければ差し引くのかと思ひますが、その関連について、自衛隊職員との関連ですね、これはあなたの方には勧告権を私に持つておいてゐると思ひますが、人事院として持つてゐないのですか。持つてゐると私は思ひますが、一般国家公務員だけですか。あまりよくわかりませんが、法律を見ればわかるのでしようが、全然関連なしに考へてゐるのか、どうお考えでありますか、そのところは……。

○政府委員(慶徳庄憲君) 人事院の勧告権は、国家公務員法にうたつてあります。よつて、団体交渉権のない、しかも一般職の公務員、それだけになつております。

○竹下豊次君 加藤さんにお尋ねしたいのですが、二十五年以来実施してゐるのを改めるのは事務的に困るといふお話ですね、二十五年にそういう制度を制定されたといふことが、どういふ事情であつたのか、普通であつたら月給で定めたらよさそうに思ひますが、月給で定めるよりも日給にした方がいいのだといふことで、二十五年からその制度がとられたんだと思ひます。その理由を一つ説明して下さいませんか。そのときの経過を。

は日給のままでというふうな御意見も出たようですが、それについて御答弁がありませんでした。もしそうしますと、これはまあ私の疑問ですが、近ごろはもう上の人も下の人も差別待遇するなと——上の人は月給だけれども、おれたちは日給だというよりなことで、妙な感じを下の者が持つという心配がありやしないか、もしそれがあれば、月給に切りかえるなら、私は一律にしなければ工合が悪いのじゃないか、こういう疑問を持ったわけですが、その点はいかがでしょう。二つの点について伺いたい。

○政府委員(加藤三郎) 日額表示の問題は二十五年からでございますが、その当時どういふいきさつで日額制にしたかは、実は私はつきり覚えておらないのでございますが、ただ、一般の隊員について申し上げますと、二年の任期、あるいは三年の任期で出入りをいたしますので、月の中途に出入りをすることが相当多いのでございす。隊員の数等から申しまして、幹部自衛官の者だけを月給制にするのと、一般隊員まで月給制にするのでは、これまた非常に大きな、事務的な分量の相違が私ではできると思っておりますので、やるといたしましては、まず幹部の方から先にやるべきではなからうかと、こういうふうには考えております。しかし、仰せのごとき、こういうふうな制度を異にしてきめまことにつきまして、一般隊員の感情とかというふうなことにつきましては、これは十分に検討しなければならぬと思っております。事務的な面から申しますれば、幹部について

は一般隊員の方よりやりやすいというふうに考えられます。

○委員長(亀田得治君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀田得治君) 速記を始め

○永岡光治君 私はこの際、給与担当国務大臣としての松浦労働大臣にお尋ねするわけであります。国家公務員の給与政策であります。昭和二十九年一月以来、給与のベース・アップというものが行われていないまま今日まで過ごしてきておられるわけですが、これについて、国家公務員諸君から、給与担当大臣としてあなたの方に、改訂をしてもらいたいという強い要望があつたろうと思つております。ところで、今度の政府が提案をされた給与法の改正は、これはベース改訂にはなっていないわけでありまして、こまごまと職種を細分化いたしまして、職階制を強化した形で提案されておりますが、この将来にわたつての給与改訂について、どう松浦担当大臣は考えておられるか。公務員の給与についてですね、三年以来据え置きになつており、民間ではベース改訂が行われておる、また、あなたの関係されておる三公社五現業におきまして、基準内賃金がそれぞれ千二百円・ベース・アップされております。こういう事態において、このままでいいと考えておられるのか、このままでよくないかとすれば、あなたはもうどういふ考えなのか、基本的な考え方をまずお尋ねしたいと思つております。

○国務大臣(松浦周太郎君) 今回のこの給与問題は、大體民間給与その他公

労法による公共企業体の給与というふうなものをにらみ合せまして、人事院の勧告を尊重して提案をいたしたのであります。御指摘のような点にいたしまして、今後毎年七月に人事院の勧告があることになつておりますから、今後人事院の勧告を尊重いたしますして、御期待に沿うように努力いたしたいと思つております。

○永岡光治君 言葉はまあ尊重という表現になるわけですが、今度の勧告におきまして、人事院からは勧告をされてないことが、政府の方で勝手に改正をされております。たとえは昇給期間がそうであります。人事院では現状をよろしいという観点に立つて行われておるにもかかわらず、それを十二カ月の昇給期間を行なつておる。これは明らかに尊重ではないと思つております。その尊重というものは、勧告が出たらそれを実施する建前であるのかどうか。また言を左にいたしまして、財源措置がどうであるとか、あるいはどうもこの点に疑点があるとかいうようなことで、この人事院の勧告をネグレクトされるから、いかに非常に強いのであります。そういう点はもうどういふふうに考えておるか、またあなたの御意見を承わりたいと思つております。

○国務大臣(松浦周太郎君) 永岡さんのお問ひでございますが、尊重するといつてもいろいろ政府の財政上の問題があるから、こういう御指摘でございますが、そういう点も御指摘をすれば、官公労は全然ストライキその他団体交渉というものを禁じられておりますから、これはやはり人事院の勧告を完全実施の方向に、私といたしまして

は努力することが、私の務めだと思つております。

○永岡光治君 労働問題担当大臣といつたしまして、公務員に罷免権が与えられていないので、団体交渉権も与えられていないという立場に立つて、人事院の勧告は完全実施する、こういう建前でおる、はなはだけつこうであるわけですが、これは一つどうかその決意を途中で変更にならないようになり、ぜひお願いをいたしたいと思つております。往々にして、たとえば寒冷地給等につきましても、人事院から勧告されても、大體まあ勧告を完全実施したためしは今のところない、これが今までの実績であります。どうかそういう点におきましても、近頃人事院からその問題についての何分の勧告が出ようかと思つてございまして、ぜひそういう方向へ努力していただきたいと思つてございす。

そこで、この国家公務員の中で、給与政策とも大きな関連を持つて参ります臨時職員の問題であります。臨時職員は例外をされておるのです。しかしながら、その臨時職員の中には、全く定員として採用されております職員と同じ仕事をこなつておるものであります。にもかかわらず、これは定員法というワケに縛られまして、そういう待遇も受けてない、こういう実情にあるわけでありまして、かたがた今日この給与の改善という名ののもとに、若干の改善が行われるようにはなつておりますが、臨時職員につきましても、この際抜本的な措置を講じて、その均衡をとらなければならぬと思つております。ただこの臨時職

員についてどのような均衡をとつた待遇の是正を行うかということは、明示されておられません。そこで臨時職員の待遇について、あなたは今どういふお考えを持っておいでになるのか、その考えをお聞かせをいたしたいと思つております。

○国務大臣(松浦周太郎君) 御指摘の問題に對しましては、今年の予算編成のときに、私の労働省も約四千人——三千七百人くらいあります。それから一番多いのは建設省であります。一万二千二人くらいあります。この一万二千二人の中には現場なんかで夏中使う人というのがありますから、全部はいけませんけれども、その中で、大體建設大臣の要望は四千人なり五千二人という者は本職員に直してもらいたいという要求、われわれの方は三千七百人を出しまして全員を直してもらいたいということを強く要望しました。けれども、今年はまあ一つこれでやつてくれ、必ず来年の予算編成にはその要望は入れるというところで、現在それについていろいろな研究をいたしております。私は今年の三十三年度の予算編成にはやれるという言葉を取つて、閣議でもつてそういう相談をいたしました。だから来年度の予算には、一万二千二人全員は入りません。たしか四千五百人か五千二人だと思いますが、われわれの方は三千七百人全員を入れるように、閣議で話し合ひをいたしてあります。

○永岡光治君 全員でなくては困るわけですから、労働省だけ全員入れて、他のところは全員入れない、そういう矛盾したことは私はないと思つております。ぜひ全員入れてもら

